

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

50%のみなし仕入率適用の第5種事業とは

Q：消費税のみなし仕入率適用上の業種区分に、第5種事業が新設されるとのことですが、どのような業種が該当するのでしょうか。

A：これまで第4種事業に区分されていたもののうち、不動産・運輸通信・サービスの3業種が、新たに第5種事業とされ、50%のみなし仕入率を適用することになります。このうちのサービス業では、飲食店業が除かれていますので、同業は引き続き第4種事業として、60%のみなし仕入率とされます。今回の改正により、業種区分は次のようになります。

事業区分	業種	みなし仕入率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	農林水産業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給業及び水道業	70%
第4種事業	第1種から第3種及び第5種以外	60%
第5種事業	不動産業、運輸通信業、サービス業（第1種から第3種に該当するものを除きます）	50%

今回の改正は、平成9年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

